

久留米大学医学部医学科保護者会会則

第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 本会は、久留米大学医学部医学科保護者会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県久留米市旭町 67、久留米大学医学部医学科に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、久留米大学医学部医学科の助言及び協力のもと、教育施設及び備品の整備並びに学生の福利厚生を行う。さらに医学修得及び生活を支援し、もって教育環境の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の号に掲げる事業を行う。

- (1) 教育施設及び備品の整備に関する事項
- (2) 学生及び教職員の福利厚生に関する事項
- (3) 学生の医学修得の支援に関する事項
- (4) 学生の生活の支援に関する事項
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(組織)

第5条 本会は、久留米大学医学部医学科に在籍する学生の保護者をもって組織する。

(会員の資格)

第6条 本会は、前条に規定する保護者のうち、本会の目的及び事業に賛同したのもをもって会員とする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本会所定の入会金及び会費を本会に納入するものとする。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、負担金及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(本会の本務)

第8条 会員は、本会の会則を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 久留米大学医学部医学科に学生が在籍しなくなったとき

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は全ての会員をもって組織し、役員会の決議に基づき会長が招集する。

(定例総会及び臨時総会)

第11条 総会は、定例総会及び臨時総会の2種とする。

2 定例総会は、毎年1回、会長が招集する。

3 臨時総会は、役員会の決議を経て、会長が招集する。ただし5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会召集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の任務)

第12条 総会に於いて行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 会務の報告
- (2) 予算の報告及び決算の承認
- (3) 会長、副会長及び委員の選出結果報告
- (4) その他必要な事項

(総会の定数及び議決)

第13条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。

3 やむを得ない理由のために総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

4 3項に該当する会員については、総会に出席したものとみなす。

第5章 役員等

(役員)

第14条 本会に次の役員を置く。

(1) 学年委員 18名 (うち1名は会長、2名を副会長、1名を会計委員、1名を監査委員)

(2) 学内委員 6～8名 (うち1名は会計委員、1名を監査委員)

(役員を選任)

第15条 学年委員は、各学年の保護者から3名程度を会長及び副会長が選出する。

2 会長及び副会長は、学年委員の互選により選出する。

3 学内委員は会長が次のものを委嘱する。

(1) 医学部長

(2) 医学部医学科学生委員長

(3) 医学部医学科教務委員長

(4) 附属図書館医学部分館長 (医学科講座主任)

(5) 医学部医学科学生委員のうちから2名

(6) 医学部医学科教授のうちから2名 (会計委員、監査委員)

4 会計委員は、学年委員の互選により1名を選出する。

5 監査委員は、学年委員の互選により1名、学内委員より1名を会長が委嘱する

(役員職務)

第16条 役員は役員会を構成し、会則で定めるところにより職務を遂行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

(監査委員職務)

第17条 監査委員は、役員職務執行を監査する。監査委員は監査報告書を作成しなければならない。

(役員任期)

第18条 役員任期は、1年とする、ただし再任を妨げない。

(役員解任)

第19条 次の場合は、役員3分の2以上の決議をもって、役員を解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに耐えられないとき。

(役員補欠選任)

第20条 役員が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第21条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、全ての役員をもって組織し、会長が招集する。

3 役員会は、会長又は副会長がその議長となる。

4 会長以外の役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合は、会長は、当該請求があった日から4週間以内に役員会を招集しなければならない。

5 役員会は、役員過半数の出席がなければ、開会することができない。役員会の決議は、議決に加わることができる役員過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(役員会任務)

第22条 役員会に於いて行なう事項は、次のとおりとする。

(1) 予算及び決算を審議し決定する。

(2) 会長、副会長及び委員の選出及び解任。

(3) その他重要事項を審議する。

第6章 資産及び会計

(本会の経費)

第23条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支予算)

第25条 会長は毎事業年度の収支予算書を作成し、役員会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、総会に報告しなければならない。

(決算)

第26条 本会の決算については、毎事業年度終了後、決算書を作成し、監査委員の監査を受け、役員会及び総会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第27条 入会金及び会費は、別表に定める額を徴収するものとする。ただし入会金及び会費の額は、総会の承認を経て増減することができる。

第7章 事務の委嘱

(事務の委嘱)

第28条 本会の事務は、会長が、久留米大学医学部事務部に委嘱する。

第8章 その他

第29条 会則の変更は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第27条関係)

入会金	20,000 円
会費	13,000 円